

組織体制の説明

1 実行委員会

- (1) 構成員は、各参加団体からの選出者、運営委員、事務局長、事務局次長及び事務局各係責任者とします。
- (2) 委員長（1名）、副委員長（3名）、監事（2名）の役員の任期は2年とし、実行委員会において互選します。
- (3) 実行委員会は、事業計画、予算、決算をはじめ、フェスティバルの開催に関する重要事項を審議・決定します。
- (4) **実行委員会はいきいきふれあいフェスティバルの最高議決機関**です。

2 運営委員会

- (1) 構成員は、各部会長と事務局長、事務局次長及び各係の責任者とします。
- (2) 運営委員会は、各部会及び事務局における意見をとりまとめ、フェスティバル全体の事業計画案、予算案、決算報告書等を作成し、実行委員会に提出するとともに、実行委員会の議決の対象とならない事項について協議、決定します。

3 各部会・事務局

- (1) 各部会に部会長（1名）、副部会長（1名）、必要に応じて設置する係の責任者を置きます。
- (2) 事務局に事務局長（1名）、事務局次長（1名）、必要に応じて設置する係の責任者を置きます。
- (3) 部会に所属する団体ごとに催物内容を企画し、その団体によって実施します。
- (4) 当日ボランティアを募集し、本人の希望する部会又は事務局に参加していただきます。

4 各部会員、事務局員の選出

各参加団体は、＜A・催物＞から1部会、＜B・調整＞から交通部会又は事務局内の各係を選択し、それぞれ1名以上選出します。（1参加団体につき2名以上の選出となります。）